

工事請負人各位

横浜市建築局長

工事現場等における暑さ対策、災害防止及び 夏期休業期間中の安全管理について（通知）

日頃より、横浜市建築営繕行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。
近年、世界的な気候変動やヒートアイランド現象等の影響により、熱中症による救急搬送人員数、死亡者数は増加傾向にあり、本市においては熱中症による救急搬送人員が過去3年間平均で1,000人を超えるなど、熱中症のリスクは年々高まっています。

今年も労働環境における安全と安心を脅かしかねない厳しい猛暑となる可能性があります。

さらに、新型コロナウイルス感染症対策としてのマスクの着用など、「新しい生活様式」への変化により熱中症のリスクが高まることも想定されることから、より一層、暑さ対策に取り組む必要があります。国土交通省から、建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和3年5月12日改訂版）も通知されています。

また、台風や前線の影響で大雨、暴風等が発生しやすい時期になりますので、各現場でも風雨等による災害防止対策も重要となります。

今後、お盆等に夏期長期休業を予定している現場では、火気や防犯対策にもご配慮いただきたく存じます。

つきましては、以下の事項を参考に、現場内をはじめ周辺にも配慮していただき、暑さ対策、災害防止及び夏期休業期間中における安全管理を徹底し、無事故、無災害に取り組んでいただきますよう、よろしく願いいたします。

1 熱中症対策

(1) 熱中症対策

- 暑さ指数（WBGT値*1）や横浜市防災情報Eメール*2等を参考に低減措置を講じるなど、作業環境管理を行う。
- 日常の健康チェックや健康管理を実施し、健康状態を現場内で確認する。
- 作業員の熱中症に関する理解を深め、気温や湿度に注意し、三密（密集・密接・密閉）を避けたこまめな休息と水分及び塩分補給に配慮する。
- 屋外かつ人と十分な距離が確保できる場合は、マスクを外すなどの作業中の熱中症リスクを軽減する。
- 熱中症が疑われたら、躊躇せず直ぐに救急車を呼ぶ。

(2) 建築工事における熱中症対策に係る費用について

国の扱い*3と同様に、次のような熱中症対策を実施する場合には、受発注者間で必要な設置期間等を協議の上、設計変更による対応が可能です。

- 遮光ネット（足場に設置するものに限る）
- ドライミスト
- 暑さ指数（WBGT値）の計測装置

【参考】

建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(令和3年5月12日改訂版 国土交通省資料)

URL https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000181.html

*1 WBGT値：気温、湿度、輻射熱から算出される暑さ指数で、熱中症予防のために作業の強度に応じた基準値

が定められています。暑さ指数が28℃(厳重警戒)を超えると熱中症患者が著しく増加するとされています。

参考：環境省熱中症予防情報サイト (<https://www.wbgt.env.go.jp/>)

- *2 横浜市防災情報Eメール：横浜市では、地震震度情報・気象警報・注意報等の防災情報をEメールで配信するサービスを行っています。熱中症予防情報や高温注意報の配信項目も選択することができます。

URL <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/bosai/e-mail/email.html>

- *3 営繕工事における熱中症対策に係る費用について(令和元年5月22日 国土交通省大臣官房官庁営繕部資料)

URL https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000046.html

2 災害防止

(1) 労働災害

- ・足場からの墜落・転落事故の防止については、労働安全衛生規則及び「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省平成21年4月)」を遵守する。
- ・掘削孔などの開口部、段差及び障害物等は、危険個所の明示、注意喚起及び確実な養生をする。
- ・暗きょ、タンク、地下ピット等の滞留槽の作業については、酸欠事故防止の適正な作業計画を作成し、酸素濃度等の測定を行い、作業を行う。
- ・汗や水分などに起因する感電が起こらないよう注意する。

(2) 自然災害

- ・足場や養生シート、資材等を確実に固定するなど、強風、豪雨による倒壊、飛散、流出事故を予防する。
- ・掘削や盛土、斜面地、地下階での工事は、ブルーシートや土嚢、水中ポンプを常備するなど、豪雨等による崩壊、浸水に備える。
- ・浸水や雨水の吹込み等による漏電や機器損傷防止のため、設置状況の確認や排水対策、機器の養生を徹底する。

3 休業期間中の安全管理

(1) 届出等

- ・工事特則仕様書に基づき、工事現場を連続して4日間以上休業する場合は、休止する3日前までに「現場休業届」及び「緊急連絡体制表」を監督員に提出する。
- ・休業中の防火、防犯、災害対策を行うとともに、公衆の見やすい場所に緊急連絡先を掲示する。

(2) 防火管理

- ・不要な仮設電源は、分電盤で遮断する。
- ・使用しないガス設備については、元バルブを閉める。
- ・有機溶剤系塗料、灯油等の可燃物は、適切な保管場所で専用の容器に保管する。
- ・ダンボール等の可燃物は、整理整頓し、現場内に放置しない。

(3) 防犯管理

- ・仮囲いの破損などは、修理、緊結を確認する。
- ・出入り口は施錠し、工事関係者以外は作業所内に立ち入れない旨の表示などにより、部外者の工事現場への侵入防止を図る。
- ・必要に応じてガードマンを配置し、巡回させる。
- ・重要書類、重要データ(パソコン等)は、現場事務所から容易に持ち出せないなどの措置により適切に保管する。

担当：建築局公共建築部〇〇〇〇課
氏名：総括監督員 〇〇 〇〇
電話：671-